

(裏菊紋章の圖略す)

嵯天福元年十一月

菊御紋之事天福元年被下之旨。仍如件。

嘉永二年七月

能登守齋部宿禰 印判

加賀國石川郡金澤野町鑄物師

村山四郎兵衛

鑄物師職座法之掟

一、御公用被仰出節者、尊朝恩無違滯相勤儀、可爲專要事。

一、御即位之砌任先々吉例御祝儀勤仕之儀、不可疎略事。
一、諸役御免除之事、無市料山料率分例物已下并諸關海河渡等之煩可致往還、猶鑄物師中自國他國相論之族有之者、則沒收所帶一門之鞆迄可被行死罪儀者、數通之御牒之御文言有之事。

一、鐘鑄等之事者、一國一郡に御牒并舊書等所持之者有之所は、假令舊書頂戴之雖爲鑄物師、其所へ入亂爐相建令、鑄營儀、堅可爲停止。其所に由緒之鑄物師於無之者格別也。況他方より入込候者、互以入魂安靜可勤事。

一、受領之事者、其人鉢許にて無繼目、輒子孫に相傳儀有間敷事。

一、新鑄物師者、勿論御代々御牒并御給旨之御文言に全爲御禁止之儀、猶寶徳年中差出請文百九人子孫之外、新儀之煩不可企巧。聊於違亂之輩者、於不令停止者、既被成下處之番書、并仁平年中より令經歷供御人詮無之事。

一、依勤職之勝手廻國并相替譯有之者、早速可申訴事。

一、御藏代替之節祝儀、如例可致馳走事。
右之趣經高聞、永爲鑄物師職座法定置處也。若於違變之者、急度可遂糺明者也。仍如件。

天正四年八月十三日 御藏 宗 弘判

右天正四年勅印被成下座法掟寫授之者也。

文化三丙寅年八月 美濃守 康 寧判

加州金澤野町鑄物師 村山四郎兵衛

加賀國金澤鑄物師四郎兵衛 實者能登國中居村鑄物師新左衛門子孫也。今度致上京先規之家職相勤處、神妙至也。抑鑄物師所職永繁榮可爲其家再興、仍任先例狀如件。

禁裏諸司從五位上藏人方御藏眞繼刑部少輔

正徳四甲午十一月朔日

珍 弘 (判)

加賀國金澤鑄物師 村山四郎兵衛

村山 德 松

小工 九兵衛

小工 權兵衛

鑄物師職之事舊離分明之條、愈尊朝恩可從座法舊規之狀如件。

禁裏諸司

天明五年三月

能登守齋部宿禰 (判)

加賀國金澤野町鑄物師 村山四郎兵衛

村山 治 助

村山 半 助

此の外文化三年八月・同十四年十月・嘉永二年七月・明治三年四月、四度の繼目之分皆同文也。

此の外鑄物師に屬せし舊記・書札類種々家藏すといへども、事繁冗に付き、今傳書中要用の書類而已を爰に載す。

○鑄物師來歴

鑄物師由來書に云ふ。抑、鑄物師の濫觴は、神代のいにしへ

土器を以て國家の用器となしけるを、天兒屋根命はじめて鑄物の器を用ひ給ふ。其の頃の鑄物師職といへるは、玉祖命・石凝姥命・天目一箇命の三神にて、天の香久山の土をとりて、日の神の形像を鑄させ給ふ。是より後物換り星移りて人皇に至り、神武天皇より四十三代元明天皇の御宇和銅年中より、普く天下に鑄物の鍋・釜を用ひ、國家の重器として鑄造せしめられし故に、鑄物師は諸職人の長なりけり。爰に人皇七十六代近衛天皇の御宇仁平年中に、毎夜深更におよび悪風吹き來りて、禁内の燈火をば一時に吹消しけり。是に依つて主上御惱とならせ給ふ。高位高官の細素を召されて、御祈禱を命ぜらるといへども、悪風の燈火を吹消す事尙止まさりければ、御藏民部大丞紀元弘と申す人、其頃は河内國丹南郡の内を領し居たり。依て領内の鑄物師天命といふ者を召連れ、禁廷へ伺候し、奏聞して鐵燈爐を一基献上しけるに、此の燈爐の火をば惡風といへども消去する事あたはず。甚寂感あらせられ、其規模によりて鐵燈爐をば百八鑄物師へ鑄立方勅命あり。依て夜を日に繼ぎて、一晝夜に悉く鑄立獻じ奉りけるに、百八の燈爐をば禁中に